

## 1 第7期介護保険事業（支援）計画の策定と進捗の管理について

### （1）第7期介護保険事業計画の計画値の報告と保険料額の公表について

- 第7期介護保険事業計画に記載した介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の計画値（以下「計画値」という。）及び介護保険条例における保険料基準額について、「介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量等（計画値）及び介護保険条例における第1号被保険者の保険料等に係る調査について（依頼）」（平成30年2月16日付事務連絡）により調査中であり、期限までの提出への協力をお願いします。なお、調査結果を踏まえ、平成30年4月以降に計画値の全国集計値及び保険料基準額の平均値等を公表する予定である。
- 計画値については、各市町村が地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能（以下「将来推計機能」という。）に入力して、都道府県へ提出したことをもって国への提出とさせていただく。なお、ここで提出された計画値をもって、地域包括ケア「見える化」システムの実行管理機能（以下「実行管理機能」という。）（参考資料1）へ反映することを予定している。また、次年度（平成30年度4月）以降も各市町村及び都道府県において将来推計機能にログインする必要があるため、各都道府県等の担当者におかれては、ユーザーアカウントやデータ等の適切な管理及び後任者への引継ぎをお願いします。
- さらに、第8期計画作成に向けた各種検討資料とするため、第7期介護保険事業（支援）計画の作成に関するアンケートを依頼中であり、これについても期限までの回答への協力をお願いします。

### （2）第7期計画の達成状況の点検と、その結果に基づいた対策の実施について

- 地域包括ケアシステムを推進するにあたっては、PDCAサイクルを活用し、地域マネジメントを実行していくことが重要である。各都道府県および市町村におかれては、第7期介護保険事業（支援）計画の進捗状況を管理していただきたい。

都道府県におかれては、第7期介護保険事業計画の作成に関する支援だけでなく、市町村が行う計画の進捗状況の管理に関しても、市町村を支援していただきたい。その際、保険者機能強化推進交付金（都道府県分）を活用し、有識者を交

えた検討会による地域分析、地域分析結果に基づいた専門職等の市町村への派遣等といったアドバイザー派遣事業を活用する等、市町村を支援していただきたい。

また、第7期介護保険事業（支援）計画の作成時において、各地方厚生（支）局が都道府県を支援させていただいたが、平成30年度においてもこれを継続し、第7期計画の進捗管理を支援させていただく予定である。

- 上記のとおり、将来推計機能で報告された計画値を実行管理機能に反映する予定である。市町村におかれては、定期的に行管理機能を開覧し計画値と実績値との関係を把握して、平成31年度の施策の立案や予算編成等に行管理機能を有効に活用していただきたい。特に、いわゆる介護離職ゼロや地域医療構想の実現に向けた追加的需要に対応する必要があることも踏まえ、介護給付等対象サービスの種類ごとの実績値が計画値を下回っている場合には、単に公募して参入事業者を待つだけでなく、その要因を分析して新たな施策や取組を開始するなどにより、住民に必要なサービス基盤体制が構築できるよう都道府県と市町村とが丸となった対応をお願いする。
  
- また、市町村におかれては、第7期介護保険事業計画から必須記載事項となった高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組と目標について、その進捗状況を次年度以降の取組に活用することができるよう適宜、その実績値を把握していただきたい。都道府県におかれても、第7期介護保険事業支援計画から必須記載事項となった、市町村が行う高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組への支援に関する取組と目標について、その進捗状況を次年度以降の取組に活用することができるよう、管内市町村の進捗状況を適宜把握した上で、必要に応じて市町村への適切な支援策を講じるようお願いする。

## 2. 保険者機能強化推進交付金について

- 保険者機能強化推進交付金については、平成 30 年 2 月 28 日付事務連絡「平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金（市町村分）について」及び「平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金（都道府県分）について」で具体的な交付方法等についてお示ししているところであり、各市町村・都道府県におかれては、指標の該当状況の報告等、これら交付金に関する事務について特段のご協力をお願いするとともに、一層の自立支援・重度化防止等の取組の推進をお願いしたい。
  
- また、平成 30 年度予算の項目として、新たに、保険者機能強化推進交付金が創設されることに伴い、当該交付金（市町村分）に係る事務について、既存の補助金等と同様に、都道府県に委任する旨、所要の手続きを行う予定である。  
各都道府県におかれては、改正介護保険法により都道府県による保険者支援が法律上位置付けられたこと等も踏まえ、保険者機能強化推進交付金の円滑な執行を図るため、当該交付金（市町村分）に係る事務の実施について特段のご配慮をお願いしたい。

### 3. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

#### (1) 3割負担の導入について

##### (負担割合証及び受給資格証明書の記載)

- 3割負担の対象者については、負担割合証及び受給資格証明書の負担割合の記載欄に3割と記載することとする。

なお、受給資格証明書においては、転入先市町村における負担割合の判定を迅速に行うため、「負担割合の判定要件の該当欄」として判定理由の欄を設けているところである。この欄について、3割負担の対象者については2割負担の対象者と同様、空欄とすることとする。

##### (給付減額について)

- 保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて負担割合を3割としている。
- 現役並み所得を有する者の負担割合を3割とすることに伴い、この保険給付の減額措置が果たすべき未収納対策としての役割が維持されるよう、これらの者に対する給付制限として、4割負担とすることとしている。
- 現在の事務運用のとおり、保険者は給付減額措置の決定後、要介護・要支援（更新）認定の際に、被保険者証に「給付額減額」の旨（※）とその始期及び終期を記入すること。
  - ※ 給付減額措置の対象者について、被保険者証に「3割負担」と記載している保険者については、今後、給付減額措置に当たって、4割負担となる可能性もあることを踏まえ、具体的な負担割合を明示しない形で「給付額減額」の旨を記載する等の工夫をお願いしたい。
- 事業所等においては、被保険者証に「給付額減額」の旨が記載されている場合、被保険者証と負担割合証を併せて確認し、当該サービス利用者の負担割合を把握した上で、介護報酬の請求を行うこととする。
  - ※ 誤った負担割合に基づき請求した場合であっても、国民健康保険連合会の審査支払の過程において判明する仕組みとされている。
- なお、今般の改正に伴い被保険者証及び負担割合証の様式のうち裏面の注意事項を変更することとしている。様式案については、追ってお示しすることとする。

##### (その他)

- 所得更正があった場合等における事務運用については、基本的に現在と同じである。

- 既に平成 28 年 3 月 7 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料にてお示ししているとおり、今般の見直しにあわせて、利用者負担割合の判定基準のうち、「合計所得金額」を用いているものについて、「合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額」とすることとしているのでご留意されたい(高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費(以下「補足給付」という。)の要件についても同様の改正を行う予定)。
- 3割負担導入の平成 30 年 8 月からの実施に向けて、市町村においては制度周知をお願いしたい。これについてはリーフレットを作成する予定であり、追ってお示しすることとする。
- マイナンバーを活用した情報連携に関して、3割負担導入は平成 30 年 8 月の予定であるのに対して、データ標準レイアウトの 3割負担に関する項目は平成 31 年 7 月の改版対象となっている。これについては、平成 31 年 7 月に改版が実施されるまでの間、データ標準レイアウトのデータ項目定義を読み替えて運用することを検討している。

具体的には、特定個人情報「4 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」における情報提供側情報の「負担割合(負担割合区分)」の項目に、現行の 1 割負担、2 割負担に加えて 3 割負担の記載を追加する予定であり、平成 31 年 7 月に改版が実施されるまでの間、その旨読み替えて運用し、副本登録等を行っていただくことを予定している。

## (2) 高額介護サービス費の年間上限について

- 年間の高額介護サービス費の Q & A について別紙のとおり整理しているので、ご参照されたい。

## (3) 平成 30 年度税制改正大綱について

### (見直しの概要)

- 平成 30 年度税制改正の大綱(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)に定められた税制改正のうち、介護保険の利用者負担等に関係する主なものは以下のとおり。
  - ① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替  
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。
  - ② ①の見直しに伴う所要の措置  
個人住民税均等割の非課税基準を、合計所得金額について、35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 21 万円を加えた金額)以下とすることとする。
  - ③ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し
    - ・ 給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養

親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を講ずる。

- ・ 公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円超の場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。

#### (介護保険制度における影響及び対応)

- 介護保険の利用者負担等の中で、影響を受ける可能性がある主なものは以下のとおり。
  - ① 合計所得金額を所得指標として用いているもの
    - ・ 保険料
    - ・ 利用者負担割合
  - ② 年金収入+その他の合計所得金額を所得指標として用いているもの
    - ・ 保険料
    - ・ 利用者負担割合
    - ・ 高額介護サービス費
    - ・ 補足給付
  - ③ 住民税非課税か否かを所得指標として用いているもの
    - ・ 保険料
    - ・ 利用者負担割合
    - ・ 高額介護サービス費
    - ・ 補足給付
    - ・ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度
- これらの改正については、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税に適用されることとなっており、保険料については第 8 期から、利用者負担割合等については平成 33 年 8 月から影響することが見込まれる。
- なお、平成 30 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、これらの改正により「所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない」とされているところであり、他制度における対応等にも留意しつつ、今後対応を検討する予定である。

#### (4) 障害者総合支援法の自立支援給付と介護保険給付との関係について

##### (障害者総合支援法の自立支援給付と介護保険給付の適用関係について)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付又は地域支援事業（第一号事業に限る。）が優先されることになる。
- その際、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断する必要がある。
- 申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給することはできないが、市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給することが可能である。
- また、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものとして認められるものについては、当該障害福祉サービスに係る、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給することが可能である。
- これらのことについては、社会・援護局障害保健福祉部から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）等により各都道府県等の障害保健福祉部局宛て周知しているところであるが、各市町村の介護保険部局においても、内容を御了知いただくとともに、障害保健福祉部局との連携により適切な運用をお願いしたい。

##### (高額障害福祉サービス等給付費等の新制度等について)

- 障害者総合支援法に基づく高額障害福祉サービス等給付費等については、平成 30 年 4 月から、支給対象者が拡大（新制度）すること等とされている。これに伴い、介護保険担当課においては、障害福祉担当課と、被保険者の自己負担額に係る情報についての連携事務や、高額障害福祉サービス等給付費並びに児童福祉法に基づく高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費（以下「高額障害福祉サービス等給付費等」という。）と年間の高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費との併給調整事務が生じることとなる。

- この事務運用については「高額障害福祉サービス等給付費等の支給事務の調整について」（平成 30 年 1 月 10 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているとおりであるので、障害福祉担当課と連携し、遺漏なきよう留意されたい。
- なお、当該事務連絡において、「新制度の支給事務については、既存制度と同様、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託をすることが可能となる見込みである（この場合、市町村の介護保険担当課からの自己負担額の情報提供が不要となる。）」との記載をしている。

これについては、国保連に、高額介護サービス費支給判定処理業務を委託している場合であれば、国保連において突合処理が可能となる。

※ 具体的には、「高額介護サービス費給付判定結果情報（交換情報識別番号）月次」の情報を活用することとなる。

また、国保連に、高額介護サービス費支給判定処理業務を委託していない場合であっても、介護保険担当課から必要な情報を国保連に送付することにより、国保連による突合が可能となることを申し添える。

※ 具体的には、「保険者保有給付実績情報（交換情報識別番号）月次」を国保連に送付することで、市町村内の介護保険担当課から障害福祉担当課への自己負担額の情報提供が不要になる。
- また、高額障害福祉サービス等給付費等の新制度等について、平成 30 年度に保険者のシステム改修が生じる場合においては、平成 30 年度予算案における保険者のシステム改修事業の対象とすることとしている。

## （５）第三者行為求償の取組強化について

- 第三者行為求償の取組は、介護保険事業の健全な運営を確保していく上で重要であり、各保険者においては各都道府県の国保連による多様な支援を活用しながら、事例の発見に努めつつ、第三者行為求償の取組を強化されたい。
- 「第三者行為求償の対象者抽出に係る国保連合会システムの改修について」（平成 30 年 3 月 2 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）でお示ししているとおり、医療保険者等が把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険者でも把握できるよう、国保連の介護保険等システムの改修を行ったところである。各保険者におかれては、本改修により、国保連において作成される「第三者行為求償突合リスト」を被害届の届出の勧奨事務に適宜活用いただきたい。



なお、医療保険者等が把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険者に提供するに当たっては、その個人情報の取扱いについて、医療保険者において個人情報保護条例等に基づき、適切に対応していただく必要が生じる場合があることに御留意いただきたい。

## (6) 介護保険のオンライン申請に向けた取組

- 平成 28 年 12 月に官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）が成立・施行し、行政手続に係るオンライン利用の原則化等が規定された。また、世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）においては、「高齢化社会の進展により、今後ますます高齢者に係る手続の増加が見込まれる。その中でも、介護・相続の手続は申請手続種類や申請先が多岐に亘るなど申請者に負担がかかるものもあり、マイナンバー制度の活用等により、その負担を軽減できるものがあると想定。平成 29 年度内に現状の課題（介護者・相続人の負担状況、申請手続内容等）を整理し、課題解決に向けた方策を取りまとめ。」と記載されたところ。
- さらにこれらを踏まえ、デジタルガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日第 4 回 e ガバメント閣僚会議決定）において、「内閣官房と厚生労働省は、デジタルファースト原則の下、介護者（家族）や行政手続を代行することが可能であるケアマネジャー等の負担状況に鑑み、行政手続等の棚卸結果等を踏まえオンライン化を可能とする行政手続の選定について検討を行い、2017 年度（平成 29 年度）内にワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめる。」とされた。
- これについては、現在内閣官房とともに検討を進めているところであり、対象とする介護保険関係手続や方策については、具体的なニーズ等も踏まえ、今後詳細が決まり次第、追ってお示しすることとする。

## 年間の高額介護サービス費についてのQ & A

問 年間の高額介護サービス費の支給に際して、改めて被保険者から申請書を取り直す必要があるか。また、取り直す必要がある場合、様式等はあるのか。

(答) 既に各月の高額介護サービス費の支給申請書の提出がなされている場合、改めて年間の高額介護サービス費のために支給申請書を取得する必要はない。

また、各月の高額介護サービス費の申請書を提出していない被保険者で、年間の高額介護サービス費のみ支給対象となる場合には、申請書を取得する必要があるが、当該申請書は既存の高額介護サービス費の申請書を用いて差し支えない。

問 年間の高額介護サービス費の支給について、既に各月の高額介護サービス費の支給実績のある被保険者に対して改めての申請は不要とする取扱いが示されているが、自己負担上限額に該当していない等の理由により申請されているが各月の高額介護サービス費の支給実績がない場合も不要としてよいか。

また、年間の高額介護サービス費の申請がされ、後に各月の高額介護サービス費が発生した場合も各月の高額介護サービス費について申請書を不要としてよいか。

(答) そのような運用で差し支えない。

問 平成 29 年 7 月 3 日課長会議資料（以下「7月課長会議資料」という。）において、「年度途中で保険者異動があった被保険者については、…勧奨通知発行は行わないこととして差し支えない」とあるが、異動前の利用者負担額によっては年間上限の支給対象となりうる被保険者に、自己負担額証明書の発行申請を異動前保険者へ行うよう個別に勧奨しなくても差し支えないと考えてよいか。

(答) お見込みのとおり。

保険者異動があった被保険者については、異動前後の各保険者の年間の世帯の利用者負担額の合計額を事前に把握することは困難であるため、勧奨通知を行わなくても差し支えない。

なお、保険者異動があった被保険者であっても、年間の高額介護サービス費の支給対象になることが明らかな場合には、各自治体の判断において、御指摘のように被保険者に対して自己負担額証明書の発行申請を行うよう勧奨していただくことは可能である。

問 課税世帯に対する補足給付の特例減額措置の要件の一つである利用者負担についての算定の際に、各月の高額介護サービス費の支給額の見込み額を控除することとされるが、年間の高額介護サービス費の扱いはどうするのか。

(答) 年間の高額介護サービス費についても介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する「高額介護サービス費」に含まれる。よって、申請時点において、基準日時点で年間の高額介護サービス費の支給対象に該当すると判断される場合には、当該支給額も考慮して特例減額措置を判断する必要がある。

問 年間高額介護サービス費は保険給付であるため、消滅時効期間は2年間か。また、その起算点はどの時点となるのか。総合事業の高額介護サービス費相当事業部分は5年としてよいのか。

(答) お見込みのとおり。年間の高額介護サービス費は保険給付であるため、消滅時効期間は2年間であり、相当事業については5年である。

また、起算点については、被保険者が年間の高額介護サービス費の請求権を行使しうる基準日の翌日と解される。

問 総合事業における高額介護サービス費相当事業について、年間の上限額は設定されるか。

(答) 年間の高額介護サービス費と同様に、高額介護サービス相当事業における自己負担限度額も同様の取扱いとなる。

問 7月課長会議資料P81に「30年度高額合算の仮算定期が例年より1、2か月程度遅れることを想定している」と記載があるが、実際の仮算定期はいつになるのか。

(答) 各保険者において年間の高額介護サービス費の支給決定がなされ、最終的な自己負担額が確定次第仮算定を行っていただくことになる。支給決定までに要する時間は保険者によって多少異なると思われるため、実際の仮算定は、関係機関と協議の上、算定を開始されたい。

問 基準日時点の負担能力に着目し支給対象者を決定するとされているが、負担割合だけでなく課税所得等も加味するのか。

例えば7月途中から第5段階の者（現役並み所得者）が転入した場合、年間の高額介護サービス費の支給対象者となるか。

(答) 課税所得等についても基準日をもって判定する必要がある。

そのため、この例の場合、基準日時点で現役並み所得者がいるため、年間の高額介護サービス費の支給対象とはならない。

問 年間の高額介護サービス費について、複数人世帯の按分計算方法はどうか。

(答) 各月の高額介護サービス費と同様、世帯単位で支給額を算定後、各利用者の年間の負担額に応じて按分する。

問 保険者異動があった場合の高額医療合算介護サービス費については、月ごとの自己負担額に応じて、異動前・異動後それぞれの保険者からその支給が行われているところ。高額医療合算介護サービス費の算定に当たって必要となる各月の自己負担額について、年間の高額介護サービス費による支給額は、どのように反映されるのか。按分する場合、按分方法はどのようになるのか。

(答) 年間の高額介護サービス費の支給後の各月の自己負担額の計算は、各月の自己負担額から、年間の高額介護サービス費の支給額を各月の自己負担額に応じて按分して得た額を控除することによりそれぞれ算出する。

ただし、基準日の保険者からのみ、年間の高額介護サービス費の支給が行われる場合は、当該支給額について、基準日の保険者に属していた月ごとの自己負担額に応じて按分し、按分して得た額を、基準日の保険者に属していた月ごとの自己負担額から控除するものとする。

支給額の按分に当たり、1円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨て、支給額が最も低い額となる月に、切り捨てた端数を全て上乗せする。

※ 最も低い額となる月が複数月存在する場合、そのうち最も過去である月に端数を上乗せする。

問 「基準収入額適用申請書」は従来の様式のまま変更ないか。

(答) 従来の様式を使用して差し支えない。

問 年間の高額介護サービス費の支給対象者において保険者異動があった場合、前保険者に対して自己負担額証明書を求めるため、被保険者による申請が必要か。またその際の様式はあるか。

(答) 自己負担額証明書の発行においても申請書を必要とする。

その際、年間の高額介護サービス費の申請書も兼ねることとし、同申請書の中に支給を行う際の口座情報等を記載する様式が望ましい。様式例については別添のとおりであるが、保険者において利用しやすいよう変更して差し支えない。また併せて、計算結果連絡票の様式例もお示しするので、ご活用いただきたい。

問 複数世帯において一方が死亡し、単身世帯となった場合の基準日と計算方法はどうか。

(答) 基準日は被保険者ごとに考慮されるため、例えば二人世帯において一方が死亡し、単身世帯となった場合、死亡者については当該死亡日の前日が基準日となる一方、それ以外の者については7月31日時点を基準日とする。

この場合、死亡した被保険者については、当該基準日時点で世帯の自己負担額を計算し、上限額を超過しているか否かを判断し、死亡した被保険者に係る支給額のみ支給を行い、他の世帯員については支給を行わない。一方、他の世帯員については、7月31日時点で、単身世帯として計算することとし、当該者のみの前年8月1日から7月31日までの負担額について合計し、年間上限の支給の判定を行う。

問 複数世帯が世帯分離をしたが、基準日に再び複数世帯となった場合、計算方法はどうか。

(答) 計算期間にどのような世帯構成の変化があったにかかわらず、基準日時点の世帯員について負担額を合計し、年間上限の判定を行うこととする。

# 高額介護（予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	平成 ○○ 年度
--------	----------

フリガナ		生年月日	年 月 日 生			性別	個人番号		
氏名							計算期間の始期及び終期		
介護保険資格情報									
保険者番号		被保険者番号			保険者名称		加入期間		
							年 月 日から 年 月 日まで		
支給方法	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード		店舗コード	種目	口座番号		フリガナ
1. 窓口払い 2. 口座振込									
						1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他			

〒999-9999	〇〇県〇〇市△△町1-1	年 月 日
	〇〇市長 介護太郎 殿	
① 上記対象者について、高額介護（予防）サービス費（年間上限）の支給を申請します。	郵便番号	住所
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。	申請代表者	
	氏名	印
	電話番号	

〒999-9999

〇〇県〇〇〇市〇〇町1-1-1

〇〇(市区町村)

介護保険事務担当 御中

計算結果連絡票（高額介護（予防）サービス費（年間上限））

高額介護（予防）サービス費（年間上限）の計算を行った結果、貴市におきましても当該サービス費の一部を支給していただくこととなりました。つきましては、下記の通り、支給していただきますようお願い申し上げます。

<支給対象者情報>

本市被保険者番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	

<計算結果>

貴市において支給いただく金額			円
本市において支給する金額			円
本市自己負担額	円	貴市自己負担額	円
自己負担額合計			円

<対象年度>

対象年度			基準日						
対象となる計算期間（本市）	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
対象となる計算期間（貴市）	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日

平成 年 月 日	
〒 -	
(所在地)	
〇〇市長	印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)
〒 -
〇〇県〇〇市×××
介護保険課
電話番号 999-999-9999

#### 4. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に居住していた者（他市町村に転出して避難している者を含む。）の利用者負担や介護保険料の減免に対しては、被保険者の経済的負担の軽減及び保険者の制度運営の安定化を図るため、保険者が行った減免に要する費用に対して財政支援（補助）を行っているところである。

平成 30 年度における避難指示区域等に対する財政支援については以下のとおり継続することとしているので、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いする。

なお、平成 31 年度以降の対応については、平成 31 年度以降の予算編成過程で検討していくこととなる。

	保険料減免	利用者負担
帰還困難区域等（注 1）	平成 31 年 3 月まで実施	平成 31 年 2 月（サービス提供分）まで実施
旧避難指示区域等（注 2）	平成 31 年 3 月まで実施 ※上位所得層は対象外(注 3)	平成 31 年 2 月（サービス提供分）まで実施 ※上位所得層は対象外(注 3)

（注 1）帰還困難区域等とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域をいう。

（注 2）避難指示区域等とは、以下の 4 つの区域等をいう。

- (a) 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）
- (b) 平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- (c) 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）
- (d) 平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）

（※）（注 1）（注 2）の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む

（注 3）上位所得層とは、医療保険の判定基準が高額療養費制度の上位所得層としていることとの整合を図り、被保険者個人の合計所得金額（租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）の適用がある場合には、



当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額)633万円以上を基準とする。

(※) 具体的には、以下の(1)～(7)となる。

- (1) 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- (6) 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- (7) 上記の1～6のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

- また、平成30年度における特別措置に係る財政支援については、昨年度と同様、財源構成割合を復興特会により10分の8、特別調整交付金により10分の2の負担を行うこととなるので、補助金等の申請に当たっては、遺漏なきよう留意されたい。

(参考) 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置(窓口負担・保険料の減免)

		帰還困難区域等	旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等
国保・ 後期高齢者・	窓口負担 保険料	10/10 支援 (復興特会 6/10, 特別 調整交付金 4/10)	10/10 支援 (復興特会 6/10, 特別調 整交付金 4/10) ・上位所得層は対象外
介護保険	窓口負担 保険料	10/10 支援 (復興特会 8/10, 特別 調整交付金 2/10)	10/10 支援 (復興特会 8/10, 特別調 整交付金 2/10) ・上位所得層は対象外
(参考) 被用者保険	窓口負担	財政力に応じて 0/3～3/3 (復興特会)	財政力に応じて 0/3～3/3 (復興特会) ・上位所得層は対象外

## 5. 地方分権改革について

### (1) 市町村介護保険事業計画の変更に係る都道府県への意見聴取手続について

- 市町村介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）においては、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みについては必須記載事項とされており、市町村は、その策定又は変更に当たっては、都道府県の意見を聴かなければならないとされている。これは、都道府県が有する介護サービスの整備に係る広域的調整に係る役割を踏まえると、重要なものである。
- 今般、地方分権改革に係る提案意見募集の中で、市町村計画の変更に伴う都道府県介護保険事業支援計画の変更の手続に時間を要するため、変更後の計画に基づくサービス整備が迅速にできない等の事例が寄せられたことから、これを踏まえ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、以下のとおり決定された。これを踏まえ、当該手続に関して考えられる都道府県及び市町村が留意すべき事項をお示しするので、都道府県及び市町村におかれては、適切に対応されたい。

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）  
（抄）】

#### 6 義務付け・枠付けの見直し等

##### 【厚生労働省】

##### (27) 介護保険法(平9法123)

(i)～(iv) (略)

(v) 市町村介護保険事業計画の変更（117条9項、117条10項）に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。

また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vi)、(vii) (略)

- まず、市町村は、市町村計画において日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を設定する際には、計画期間中に必要利用定員総数に変更が生じないように適切に設定することが重要である。そのために、市町村においては従前から計画策定支援ツールとして提供している、地域包括ケア「見える化」システム、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査や、介護サービス利用意向調査、事業者参入意向調査等の方法を活用して適切な必要利用定員総数の設定に努めていただきたい。また、都道府県においては計画策定時の市町村ヒアリング等の場での確かな助言を行っていただきたい。
- 一方で、やむを得ず計画期間中に市町村計画の必要利用定員総数を変更する必要がある際には、都道府県及び市町村の連携により迅速かつ機動的に意見聴取手続を行うことが重要である。そのために、都道府県と市町村の事前の協議等において、手続方法等を共有しておくことが望ましい。また、都道府県においては市町村計画の進捗の適切な把握や、必要利用定員総数の達成が困難と見込まれる市町村に対して適宜助言を行うことができる体制の構築に努めていただきたい。

## (2) 特別徴収の対象となる年金の優先順位について

- 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）において、「介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえながら実現可能性も含めて検討し、平成 30 年度からの第 7 期介護保険事業計画の実施時期に向けて一定の結論を得る」とされ、これに関して、平成 27 年 6 月 29 日付け介護保険最新情報 vol. 486 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料についての Q & A 【6 月 29 日版】の送付について」の問 50 において、「実現可能性も含めて検討を行うこととしている」としたところである。
- このことについて、検討したところ、介護保険料の特別徴収の実施にあたっては、対象年金の優先順位が下位であっても、年額 18 万円以上の対象年金がある場合は、その対象年金から特別徴収が実施できていることが確認された。そのため、要望団体からの要望については、現行制度において解消されていることを念のためお知らせする。

## 6. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等について

### (事業実施の推進)

- 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業（以下「社福軽減事業」という。）は、社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命という考えの下、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化しているものである。
- 本事業の趣旨を踏まえると、全ての地域において本事業が利用できるような体制を整備することが重要であり、平成 26 年の社会福祉法の改正の趣旨も考慮し、各都道府県におかれては、引き続き、管内で未実施の市町村及び社会福祉法人に対し、事業実施への一層の働きかけをお願いします。また、個々の施設における本事業の実施状況は介護サービス情報公表システムにより確認できることとなっているので、利用者の利便性の向上の観点から、当該システムを通じた周知も図られたい。
- なお、平成 29 年 12 月 7 日付けで全市町村にご協力いただいた「平成 29 年度介護保険事務調査」における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」の実施状況に係る調査の結果は別紙のとおりである。

### (介護医療院について)

- 平成 30 年度から新たに創設される介護医療院については、現行の介護療養型医療施設等の取扱いも踏まえ、社福軽減事業の対象サービスとしないこととする。

平成 29 年度介護保険事務調査における「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」に係る調査結果

○調査対象市町村 全市町村

○回答市町村 1, 741 市町村  
※平成 29 年 4 月 1 日時点（暫定）

○平成 29 年 4 月 1 日現在、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」を実施しているか

社福軽減事業を実施している	1, 651 市町村
社福軽減事業を実施していない	90 市町村

※未実施市町村名（90 市町村）

北海道	清里町	井川町	御蔵島村	宮崎県
網走市	訓子府町	大湊村	八丈町	西米良村
三笠市	置戸町	山形県	青ヶ島村	諸塚村
歌志内市	佐呂間町	舟形町	小笠原村	鹿児島県
木古内町	滝上町	飯豊町	神奈川県	三島村
七飯町	西興部村	大蔵村	清川村	大和村
長万部町	平取町	戸沢村	富山県	瀬戸内町
奥尻町	新冠町	福島県	舟橋村	沖縄県
今金町	えりも町	湯川村	上市町	与那国町
せたな町	新ひだか町	昭和村	立山町	
黒松内町	中札内村	中島村	福井県	
二セコ町	広尾町	浅川町	池田町	
真狩村	陸別町	茨城県	山梨県	
奈井江町	標茶町	八千代町	丹波山村	
上砂川町	鶴居村	埼玉県	岐阜県	
新十津川町	中標津町	東秩父村	東白川村	
雨竜町	標津町	千葉県	奈良県	
和寒町	秋田県	栄町	野迫川村	
天塩町	北秋田市	東京都	香川県	
浜頓別町	小坂町	昭島市	直島町	
中頓別町	上小阿仁村	大島町	高知県	
枝幸町	藤里町	利島村	土佐清水市	
利尻富士町	八峰町	新島村	仁淀川町	
幌延町	五城目町	神津島村	佐川町	
津別町	八郎潟町	三宅村	越知町	

## 7 介護保険事業状況報告の見直しについて

### (1) 平成 30 年度月報の様式の見直しについて

介護保険事業状況報告（月報）の様式については、平成 30 年度の報告から、以下のとおり見直すことを予定しているので管内市町村への周知をお願いします。

ア 調整交付金の交付基準における年齢区分が「65 歳以上 75 歳未満」、「75 歳以上 85 歳未満」、「85 歳以上」の 3 区分に細分化されることにともない、平成 30 年 4 月月報から、第 1 号被保険者数の記載方法も細分化することとした（参考資料 5）。

イ 平成 30 年 4 月から、介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）が新たなサービスとして創設されることにともない、食費・居住費に係る負担限度額認定については平成 30 年 4 月月報から（参考資料 6）、サービス受給者数、サービス別受給者数、サービス別利用回（日）数及び保険給付決定状況については平成 30 年 6 月月報から介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）の報告事項を新たに追加することとした（参考資料 7）。

ウ 高額介護（介護予防）サービス費の年間上限額の報告を平成 30 年 6 月月報から新たに設け、集計することとした（参考資料 8）。

なお、平成 30 年 8 月から、一定以上所得者の利用者負担の引上げが行われるにあたり、要介護（要支援）認定者数、サービス別受給者数、サービス別利用回（日）数及び保険給付決定状況について、平成 30 年 10 月月報より第 1 号被保険者の 3 割負担対象者分を新たに報告事項とする予定であり、様式や記載要領等は追ってお示しをする。

### (2) 平成 29 年度年報の様式の見直しについて

平成 29 年 8 月から、高額介護（介護予防）サービス費の自己負担上限額が変更となったことにともない、平成 29 年度介護保険事業状況報告（年報）においても、

- ・ 平成 29 年 4 月支出決定分から平成 29 年 8 月支出決定分
- ・ 平成 29 年 9 月支出決定分から平成 30 年 3 月支出決定分に細分化することとした（参考資料 9）。

### (3) その他

上記の見直しにともない、記載要領（月報、年報）も一部変更となるので参照されたい（参考資料10）。

なお、詳細については追って事務連絡によりお示しする予定であるので、引き続き適切な報告を行っていただくよう管内市町村への周知をお願いする。